

# チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業） 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業）

## 2 業務概要

令和5年度に発表した福島県の総合情報誌「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしままっぷ（以下「ふくしままっぷ」という）」のクリエイティブを活用し、これまでに展開してきた「紙」だけではない多様な媒体でのプロモーションを実施することで、本県の今と魅力を発信し、風評払拭・風化防止と、本県へのイメージのアップデートを図る。

## 3 業務仕様

### (1) アニメーション等の制作

ア 「ふくしままっぷ」の表現と世界観を踏襲した質の高いアニメーションを制作すること。

制作するアニメーションについて、「ふくしままっぷ」の理念や魅力を表現したコンセプトムービーのほか、「ふくしままっぷ」に掲載されているコンテンツを紹介するムービーを複数本制作すること。

なお、視聴者の多様性に配慮し、誰もが本県の魅力に触れることのできるボーダレス・バリアフリーなコンテンツを目指すこと。

イ 上記3（1）アで制作したアニメーションを格納するとともに、「ふくしままっぷ」の理念や魅力を紹介するLPを構築し、管理・運用を行うこと。

### (2) アニメーション等を活用した発信と分析

ア 上記3（1）で制作したアニメーション及びLPを活用し、効果的な媒体・手法による情報発信を行うこと。

イ 上記3（2）アの情報発信に当たっては、紙媒体の「ふくしままっぷ」が多くの方の手に届くような取組を実施すること。

ウ 上記3（2）アの情報発信について、KPIを設定し、効果検証・分析を行うこと。

### (3) 制作体制

ア 本事業の執行に当たっては、「ふくしままっぷ」の原作者である寄藤文平氏や福島県クリエイティブディレクターの箭内道彦氏からアドバイス・監修を仰げる制作体制とすること。

イ 本県の今と魅力を広く国内外に伝え、見た人の心を動かすことができるよう、国内外で評価されるコンテンツの制作実績のある制作チームをアサインするとともに、クリエイティブをコントロールできる制作体制を構築すること。

## 4 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

## 5 見積限度額

93,170千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 6 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 7 スケジュール

- (1) オンライン説明会の開催  
令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 3 時
- (2) 質問書の提出期限  
令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 3 時
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和 6 年 4 月 17 日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限  
令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 3 時

- (5) 企画提案書等の提出期限  
令和6年4月30日(火)午後3時
- (6) 書面審査(1次審査)結果通知  
令和6年5月8日(水)
- (7) プレゼンテーション審査(2次審査)  
令和6年5月10日(金)
- (8) 審査結果の通知  
令和6年5月中旬予定
- (9) 契約締結  
令和6年5月中旬予定

## 8 手続に関する事項

### (1) 説明会の開催

説明会に参加を希望する場合は、出席報告書(様式第1号)を広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「出席報告書(総合情報誌を活用した情報発信事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

なお、説明会に参加していない場合でも、本公募型プロポーザルへの参加を可とする。

#### ア 日時

令和6年4月12日(金)午後3時

#### イ 開催方法

Zoomによるオンライン開催

※参加URLは出席報告書に記載のメールアドレスに送付する。

#### ウ 出席報告書提出期限

令和6年4月11日(木)午後3時

#### エ 参加人数

1事業者3名まで

### (2) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」(様式第2号)に記入し、以下により提出すること。

#### ア 受付期間

令和6年4月15日(月)午後3時まで(必着)

#### イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「質問書(総合情報誌を活用した情報発信事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

なお、電話による質問は受け付けない。

#### ウ 回答

質問に対する回答は、令和6年4月17日(水)までに、福島県のホームページに掲載する。

なお、個別の回答は行わない。

### (3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第3号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限  
令和6年4月19日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出方法  
広報課（kouho@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メール（件名：「参加申込書（総合情報誌を活用した情報発信事業）」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

ウ 参加資格の確認  
広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年4月23日（火）までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第3号）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限  
令和6年4月30日（火）午後3時まで（必着）

イ 提出方法  
広報課へ郵送又は持参により提出すること。  
※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和6年4月30日（火）は午後3時までとする。

※電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類  
次の書類を提出先に提出すること。  
(ア) 企画提案書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判／横様式／両面長辺綴じ） 9部  
(イ) 付属資料  
a 会社概要（様式第4号） 9部  
b 費用見積書（様式任意・A4判） 9部

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

- (1) 与件の整理  
本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。
- (2) 事業の概要  
提案する事業の概要を記載すること。
- (3) 事業の内容  
事業全体のスキーム・考え方を「3 業務仕様」に準じた内容で記載するとともに、次の内容を含めること。
  - ア 「3 (1) アニメーション等の制作」について
    - (ア) アニメーション及びLPの企画内容（アニメーションについては、コンセプトムービー及びコンテンツ紹介ムービーの制作本数、尺、その考え方を含む）
    - (イ) 視聴者の多様性に配慮した、ボーダレス・バリアフリーなアニメーションとするための仕掛け・考え方
  - イ 「3 (2) アニメーション等を活用した発信と分析」について
    - (ア) アニメーション及びLPを活用したプロモーションに関する企画内容
    - (イ) 上記（ア）と連動した、紙媒体の「ふくしままっぷ」を多くの方へ届け

るための具体的な施策

- ウ 「3（3）制作体制」について  
アサインする制作チーム及びクリエイティブをコントロールするための制作体制（制作チームの制作実績及び作品の受賞歴を含む）
- (4) 自由提案  
本事業の効果を更に高めるような企画がある場合は、自由に提案すること。
- (5) 業務実施体制  
本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。
- (6) 業務スケジュール  
本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

## 10 企画提案書の審査方法、評価基準

- (1) 審査方法
- ア 1次審査  
県が設置する「プロポーザル審査委員会」において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。
- イ 2次審査  
県が設置する「プロポーザル審査委員会」において、2次審査対象者のプレゼンテーション審査を行い、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。
- (ア) 日時 令和6年5月10日（金）予定  
※開催時刻等の詳細については、1次審査通過者に別途連絡する。
- (イ) プレゼンテーションの条件
- 出席者は、1社3名以内とする。
  - 内容は、企画提案書等の説明、審査委員からの質疑とする。
  - 説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度の予定。
- (2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
アニメーション等の制作	35	<ul style="list-style-type: none"><li>制作するアニメーションは、コンセプトムービー、コンテンツ紹介ムービーとともに、「ふくしままっぷ」の表現と世界観を踏襲しつつ、その魅力を伝えるものとなっているか。</li><li>視聴者の多様性に配慮し、誰もが境界なく、楽しみながら本県の魅力に触れることのできる、ボーダレス・バリアフリーなものとなっているか。</li><li>制作するLPは、紙媒体の「ふくしままっぷ」の理念や魅力を紹介するとともに、楽しみながら福島を体感できるコンテンツとなっているか。</li></ul>

アニメーション等を活用した発信と分析	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アニメーション及びLPを活用した発信について、効果的な媒体・手法によるものとなっているか。</li> <li>・アニメーションやLPによる発信と連動したプロモーションについて、紙媒体の「ふくしままっぷ」が多くの方の手に届くような企画となっているか。</li> <li>・適切なKPIが設定され、効果検証・分析が実施されるか。</li> </ul>
自由提案	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしままっぷ」を活用した情報発信について、より効果を高める自由提案があるか。</li> </ul>
制作体制・業務実施体制	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原作者や県クリエイティブディレクターの監修を仰ぐとともに、各種調整等を円滑に実施できる体制か。</li> <li>・制作体制について、国内外で評価されるコンテンツの制作実績のある制作チームをアサインするとともに、クリエイティブをコントロールできる制作体制となっているか。</li> </ul>
業務スケジュール	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を確実に遂行できるスケジュールになっているか。</li> </ul>
費用見積	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容に対して妥当な見積額か。</li> </ul>

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県のホームページに掲載する。

11 企画提案書を失格等とする事項

(1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に示す条件に違反した場合。

イ 虚偽の内容が記載されている場合。

ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

エ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。

オ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

「参加申込書」（様式第3号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

#### (4) 権利

- ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。
- イ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

### 12 契約等に関する事項

#### (1) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

#### (2) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

#### (3) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

#### (4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

#### (5) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

### 13 事務局

福島県総務部広報課 担当：飛田

電話 024(521)7124 FAX 024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp